発議第　１０　号

羽島市長の不信任決議について

羽島市議会会議規則第１３条の規定により、別紙により提出するものとする。

令和５年１２月２２日提出

羽島市議会議員　山　田　紘　治

〃　　粟　津　　明

〃　　堀　　隆　和

〃　　近　藤　伸　二

羽島市長の不信任決議について

１２月議会に旧本庁舎の解体費用が債務負担行為で限度額５億７千４百万円提案されています。旧庁舎については、国の重要文化財候補に挙がっていることから慎重に審議することが重要だと考えています。旧庁舎関係の問題点は①市議会で十分な議論がされていない②解体予算が４億７千万円計上され当初説明の１億７千万円の約３倍に膨れ上がった③市民に提示された耐震補強も専門家は２億円から３億円でできると試算しているが１７億円から３２億円かかるとの説明があった④基礎杭が２００本から６００本になったこと⑤旧庁舎あり方検討委員会に建築や文化財の専門家が含まれていなかった⑥学術調査要望（無償）や建築専門家の面談等に対して拒否を続けた⑦解体後の整地費用、排水路工事費などが明確でないなど多くの疑問があります。もう一度慎重な審議が必要と考えます。

また羽島市民病院については、今回の病院事業会計補正予算で３億円の限度額で借り入れの提案がされています。病院は市長が最高責任者ではありますが、毎年一般会計より７億円から８億円の繰り入れがされていますが、赤字幅の増大が予測され経営改善がされていません。

幹線道路の整備については、羽島市第六次総合計画で都市計画道路本田加賀野井線の整備は「戦略３重点事業」で、（仮称）新濃尾大橋の架橋事業と合わせて整備しますとなっています。便利な街、安全な街づくりには道路整備は必要不可欠でありますが、整備に向けての取り組みが全くされていません。

以上のようなことから、議会は予算を議決したものの、市長は事業を「市民第一主義」で進めることができていません。その責任は極めて重いものがあります。

このことにより、羽島市長　松井　聡　氏は、６６，７７８人の市民の負託にこたえるべき羽島市長としては不適格者であると言わざるを得ません。

よって、私たち議員は、松井市長の不信任を決議いたします。

以上、決議する。

令和５年１２月２２日

羽　島　市　議　会